

重要

お客様各位

2021年8月1日
株式会社 NBS
【TEL】052-339-5572

改正薬機法に関わる販促広告 見直しのお願ひ

拝啓 平素は格別のお引き立てをいただき、厚く御礼申し上げます。

令和3年8月1日より改正薬機法が施行され、従来ではなかった課徴金制度が追加される事となりました。薬機法の広告表現に関する条項は「何人規制」。つまり広告主だけでなく、広告代理店や個人アフィリエイターまで、広告に関わるあらゆる人が規制対象となります。違反した場合は行政指導や広告是正、場合によっては刑事罰や課徴金が課されます。

各販売事業者様におかれましては、日々薬機法や特定商取引法、景品表示法について考慮の上販売活動を実施されているかと存じます。大変恐縮ではございますが、商品を提供するメーカーとして、今一度販売促進広告の見直しをお願いしております。

敬具

記



▼厚生労働省 薬機法に関する法律 等

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000179749_00001.html



▼厚生労働省 化粧品・医薬部外品等ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iyakuhin/keshouhin/index.html



▼厚生労働省 化粧品の効能の範囲

https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00tb7518&dataType=1&pageNo=1

以上